

## ㈱佐渡テレビジョン デジタル音楽放送サービス加入契約約款

㈱佐渡テレビジョン（以下「当社」という）と当社が行うデジタル音楽放送サービス（以下「本サービス」という）の提供を受けるもの（以下「加入者」という）との間に締結される契約は、次の条項によるものとします。

【約款の適用】

第1条 当社は、このデジタル音楽放送サービス加入契約約款（以下「本約款」という）により、デジタル音楽放送サービスを提供します。

【約款の変更】

第2条 当社は、本約款を変更することがあります。この場合においては、加入者は変更後の約款の適用を受けるものとします。

【業務の一部委託】

第3条 当社は、本サービスを提供するにあたり、申し込みの取り次ぎ、料金の請求、料金の徴収、受信装置（以下「チューナー」という）の設置、その他の業務を、当社が別途指定する者に委託することがあります。

【契約の単位】

第4条 デジタル音楽放送サービス契約（以下「本契約」という）は、チューナーごとに締結することとします。

2. 本サービスを申し込みとする者（以下「加入申込者」という）は、本サービスを、業務目的、不特定多数の人の利用に供する目的、または同時送信もしくは再分配の目的で使用する場合に、その条件、利用料等について別途当社と協議するものとします。

3. 当社は、本契約を締結し、本サービスの受信に必要なチューナーを加入者に貸与します。

【契約の成立】

第5条 加入申込者は、本契約の申し込みにあたっては、当社所定の加入申込書により、当社または当社が別途指定する者に申し込みを行わなければならないとします。

2. 本契約は、加入申込者が前項に従って加入を申し込み、当社がその内容を確認後、申し込みに係るチューナーの設置工事を行い、その受信状況を確認した後、当該申し込みを承諾することによって成立します。

3. 当社は、次の各号に掲げる場合においては、その申し込みを承諾しないことがあります。

- 加入申込者が本契約に基づく債務の履行を怠るおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
- 加入申込者が著作権及び著作権隣接権を侵害するおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
- その他加入申込者が本契約に違反するおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
- 加入申込者が本サービスを法令に反する目的で利用または利用するおそれがあると認められる場合。
- 本条第1項の加入申込書に虚偽の事実を記載したことが判明した場合。
- 本サービスの提供が著しく困難な場合。

4. 前項の規定により、本サービスの加入申込を承諾しない場合においては、当社は、その加入申込者に対し、当該申込みを承諾しない旨の理由を付して、当社所定の方法により通知します。

【契約内容の変更】

第6条 第5条第1項に記載された加入申込書の内容に変更が生じた場合または本サービスのコースや支払方法を変更しようとする場合においては、加入者は、当社が別に定める方法により、当社に変更の申込みまたは通知をしなければなりません。ただし、契約内容を変更するためには、別途規定する手数料の支払いが必要となります。

2. 当社は、前項の申込みについては、前条第3項及び第4項の規定を準用します。

3. 第1項の規定にかかわらず、本サービスの契約申込み内容等の変更の取り扱いについて、料金表に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

【加入申込みの撤回】

第7条 第5条第2項の規定にかかわらず、加入申込者は、同条第1項の加入申込みの日から起算して8日を経過するまでの間、書面により加入申込みの撤回を行うことができます。

2. 加入申込みの撤回は、前項の書面を当社に発したときにその効力を生じます。ただし、その撤回を当該期日を証明できる書類等の提示をさせていただくことがあります。

3. 第1項の規定に基づき加入申込みの撤回を行った者は、既に加入金、利用料または手数料（以下「利用料等」という）を支払っている場合においては、その還付を請求することができます。

【契約の有効期間】

第8条 本契約の有効期間は、契約成立の日から契約成立の日の属する月の翌月の初日より1年間を経過した日までとし、有効期間の満了する日の10日前までに加入者または当社から更新拒絶の意思表示がない場合においては、本契約は、更に1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

【本サービスの提供】

第9条 当社は、本契約の有効期間中に放送設備の故障その他やむを得ない事情がある場合を除き、原則として本サービスを週168時間、加入者に提供します。

【チューナーの設置場所等】

第10条 当社は、原則としてチューナーを加入申込者が指定する場所に設置します。

- チューナーの設置に際し、引込工事に設置される保安室以降のチューナーまでの配線に係る一切の費用は、加入者が負担するものとします。
- 当社は、チューナーを設置するために、必要最低限の範囲内で加入申込者が所有または占有する敷地、家屋、構築物等を無償で使用できるものとします。
- 加入申込者は、本契約の成立に当たり、前項の使用に関し利害関係者がある場合、事前にその者から必要な承諾、合意等を得るものとします。また、本契約に関して加入申込者と利害関係者との間に紛争が生じた場合においては、当社は当該利害関係者と交渉等を行う義務を有しないものとします。
- 加入者または加入申込者は、当社が、チューナーの設置、調整、検査、修理等を行うためチューナーに係る敷地、家屋または建造物等への立ち入り求めた場合においては、これに協力するものとします。

【チューナーの管理等】

第11条 加入者は、チューナーを自己の責任で維持、管理し、これにより本サービスの提供を受けるものとします。

2. 加入者は、チューナーを動作させるために必要な電気料金その他の費用を負担するものとします。

3. 加入者は、その責に帰すべきものと認められるチューナー等の損傷、紛失、盗難等があった場合においては、当社が行う調査、修理、復旧、交換等の費用を当社が別に定める期日までに支払うものとします。

【チューナーの設置場所の移転】

第12条 加入者は、当社所定の方法によりチューナーの設置場所の移転の請求を移転先で本人が使用する場合に限り行うことができます。

2. 当社は、前項の請求については、第5条第3項及び第4項の規定を準用します。

3. 第1項の移転に必要な費用は、加入者の負担となります。

【故障及びメンテナンス】

第13条 視聴障害があった場合においては、加入者は、加入者宅内の音響設備による故障がないことを確認した後、速やかに当社に通知しなければなりません。この場合においては、当社は、速やかに発信状況を調査し、当社の放送設備及び伝送路設備等に何らかの異常があったときは、当社の責任において必要な措置を講じるものとします。

2. 当社が設置したチューナーの機能不全により視聴障害が発生したときは、当社は、正常なチューナーとの交換を無償で行います。ただし、チューナーの機能不全が加入者の行為に起因する場合においては、当社は有償で修理、交換を行い、当社が故障原因の調査または措置に要した費用は、加入者の負担となります。

3. 当社は、施設の維持管理のため、本サービスの電波を一時的に停止することがあります。

【料金及び支払】

第14条 加入者は、別表に規定するところによりその利用料金等を当社に支払わなければならないとします。

2. 加入者がその加入契約の有効期間中に支払わなければならない利用料金等は、原則として加入申込み時において当社から通知するものとします。

3. 支払われた利用料金等は、本約款に規定する場合を除き、払い戻しはいたしません。

4. 当社は、利用料金等を改定することがあります。これにより改定時における加入者の月の支払金額が変更となる場合は、当社は、加入者に対し改定された料金を適用する1ヶ月前までに改定された料金を通知するものとします。

5. 加入者の責に帰さない事由により、本サービスを月のうち半分以上提供しなかった場合においては、当社は、本サービスに係る当該月の利用料を請求しません。

【延滞利息】

第15条 加入者が支払うべき利用料金等その他の債務に関し、支払期日を1ヶ月を超えても支払わない場合においては、当社は、支払期日の翌日から起算して支払われた日の前日までの間について年14.5%の割合で計算した額を延滞利息として加入者に対し請求できるものとします。

【一時提供休止】

第16条 加入者は、長期不平等により、本サービスの一時提供休止を希望する場合においては、希望する休止日及び予定の休止解除月を、休止を希望する日の1ヶ月前までに当社所定の書式で当社に申し出ることにより、本サービスを一時提供休止とすることができます。

2. 加入者は、本サービスの一時提供休止の解除を希望する場合においては、当社に通知をしなければなりません。

3. 当社は、一時提供休止期間に対応する利用料についてはこれを請求せず、既に支払われた利用料がある場合においては、次回以降の利用料の支払いに充当します。

4. 利用料の課金は、一時提供休止の解除の月より行うものとします。

5. 1回の一時提供休止期間は最長6ヶ月とし、提供休止期間が6ヶ月を超える場合においては、期間満了の翌日をもって自動的に本契約は解除されます。この場合において加入者は、別途定める解約手数料を支払わなければならないとします。

6. 一時提供休止期間は、開始から1年間のうち通算して6ヶ月を超えてはならないものとし、通算して6ヶ月を超える場合については、前項に準拠します。

【加入者が行う契約の解除】

第17条 加入者は、本契約の解除を希望する場合においては、解除を希望する日の1ヶ月前までに、当社所定の書式により当社に通知をしなければなりません。

2. 前項において、加入者は、別途定める解約手数料を支払わなければならないとします。

3. 第1項により契約を解除する場合、解除を希望する日の属する月の末日までの利用料は、加入者が負担するものとします。

【当社が行う契約の解除】

第18条 当社は、加入者が本約款上支払うべき金員の支払を怠った場合、その他本約款に違反した場合においては、相当の期間を定めた催告の上（ただし、第16条第5項による解除については当社からの催告を要しないものとします）、加入者に対する本サービスを停止して本契約を解除できるものとします。この場合において、加入者は、別途定める解約手数料を支払わなければならないとします。

2. 次の各号により本サービスの提供が不可能となった場合、本契約は終了するものとします。

- 当社へ番組を供給している電気通信役務利用放送事業者の登録が取り消された場合。
  - 当社へ番組を供給している電気通信事業者の無線局の免許が取り消され、または再免許が拒否された場合。
  - 当社が本サービスを提供するために必要な放送設備及び伝送路設備または視聴管理設備に回復不能の損害が生じた場合。
  - 人工衛星局またはアップリンク局に回復不能の損害が生じた場合等、当社への番組供給契約を締結している者との間の契約が履行されない場合。
  - 第13条第2項の視聴障害が回避できない場合。
  - その他当社が本サービスを提供することが客観的に不可能な事態が生じた場合。
3. 当社は、天災、事変等により、加入者が本サービスを受けることが著しく困難であると認められる事態が生じた場合であって、かつ、当社が加入者の本契約にかかる意思を確認することが困難であるときは、直ちに加入者に対する本サービスを停止します。この場合、当社が定める期間の経過後は、本契約は終了するものとします。
4. 当社は、加入者が本サービスを法及び他の法令に反する目的で利用または利用するおそれがあると認められる場合においては、直ちに加入者に対する本サービスを停止して本契約を解除できるものとします。この場合においては、当社は、利用料等の払い戻しはいたしません。
5. 第1項に基づき契約を解除された者が再加入を希望する場合においては、解除された原因を除去することが必要です。当社が再加入を認めるときは、新たな本契約を締結するものとします。
6. 第1項に基づき契約が解除された場合または第2項に基づき契約が終了した場合においては、当該解除または終了した日の属する月の末日までの利用料は、加入者が負担するものとします。
7. 第1項に基づき契約を解除しようとする場合、または第2項に基づき契約を終了した場合においては、当社は、加入者に対し、その旨を理由を付して当社所定の方法により通知します。ただし、契約の終了が緊急やむを得ないものにおいてはこの限りではありません。

【チューナーの返却】

第19条 加入者は、本契約が解除されたまたは終了した場合においては、直ちにチューナーを当社所定の方法により返却するものとします。

【禁止事項等】

第20条 加入者は、次に掲げる行為を行ってはなりません。万一、加入者が次に掲げる行為を行った場合、当社は本契約を解除し、当該行為により当社に損害が生じた場合、当社はその賠償を請求する権利を有します。

- 本来の方法によらないで、本サービスを不正に受けまたは受けようとする行為。
- チューナーを転賣、譲渡、売却、買入等する行為。
- あらかじめ当社の承諾を得た場合を除き、当社が設置した場所からチューナーを移動し、または接続変更する行為。
- チューナーを分解し、またはチューナーに変更を加える行為。
- 放送番組の内容の複製頒布等著作権または著作権隣接権を侵害する行為。
- 法令に違反する行為。

【免責事項】

第21条 当社は、次に掲げる場合については、損害賠償の責任を負いません。

- 天災、事変及び降雨減衰その他気象に起因する視聴障害。

